

業 務 仕 様 書

1 業務名

農業被害防止に係る捕獲アライグマ等処理業務

2 業務の目的

本業務の目的は、農業被害防止のために捕獲したアライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンク（以下「アライグマ等」という。）を適切に処理することである。

3 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで。
当年4月～9月を上半期、10月～翌年3月を下半期とする。

4 履行場所

札幌市内一円とする。

5 業務作業時間及び履行期間

- (1) 上記業務の期間において、8時45分から17時15分の間は、2名以上対応可能な体制を維持すること。ただし、日曜日及び祝祭日は除く。
- (2) 下記業務の内容において、委託者から指示を受けた際は、指示日の翌日までに現地に赴き、アライグマ等の回収作業、もしくは錯誤捕獲動物の放逐を行うこと。

ただし、土曜日に指示を受けた場合は、遅くとも翌営業日中に回収作業までを行うこと。

なお、安楽殺処分についてはその日以降に行っても構わないが、速やかに実施すること。

6 業務の内容

受託者は、委託者の指示により、捕獲アライグマ等の回収、運搬、安楽殺処分、死亡個体の焼却施設への搬入等を実施するものとする。

死亡個体については、委託者が指定する焼却施設に搬入し、焼却処理を依頼することとする。

詳細な業務の作業手順については、「8 業務作業手順」を参照すること。

作業完了後は、業務日誌（様式1）及び業務写真（様式2）を作成すること。

毎月、業務日誌（様式1）、業務写真（様式2）、焼却施設搬入報告書（様式3）等を取りまとめるうえ、月報（様式4）を作成し、委託者に電子データ（Excel等）を提出すること。

上半期、下半期の業務を完了したときはそれぞれ速やかに委託者へ業務完了届を提出すること。

7 業務に必要な物品の貸出について

アライグマ輸送用容器一式については、札幌市農業振興協議会から貸し出すことができる。希望する場合は、契約締結後速やかに申し出ること。

これらの物品については、業務委託期間終了後、速やかに委託者に返却すること。

8 業務作業手順

業務の区分は下表のとおり。

ケース	業務区分1	業務区分2	業務区分3
(1)アライグマ等が捕獲されていた場合	現地でアライグマ等の回収	受託者施設で安楽殺処分 ※わな内で死亡していた場合は作業なし	死亡個体を委託者が指定する下記の焼却施設へ搬入し、焼却処理を依頼 ・市内清掃工場(3-1) ・札幌市動物愛護管理センター(3-2)
(2)錯誤捕獲であった場合	現地で放逐		
(3)アライグマ等がいなかった場合	農業者若しくは農協に連絡		

(1) アライグマ等が捕獲されていた場合の作業手順

ア 委託者からの指示により、現地に赴く。

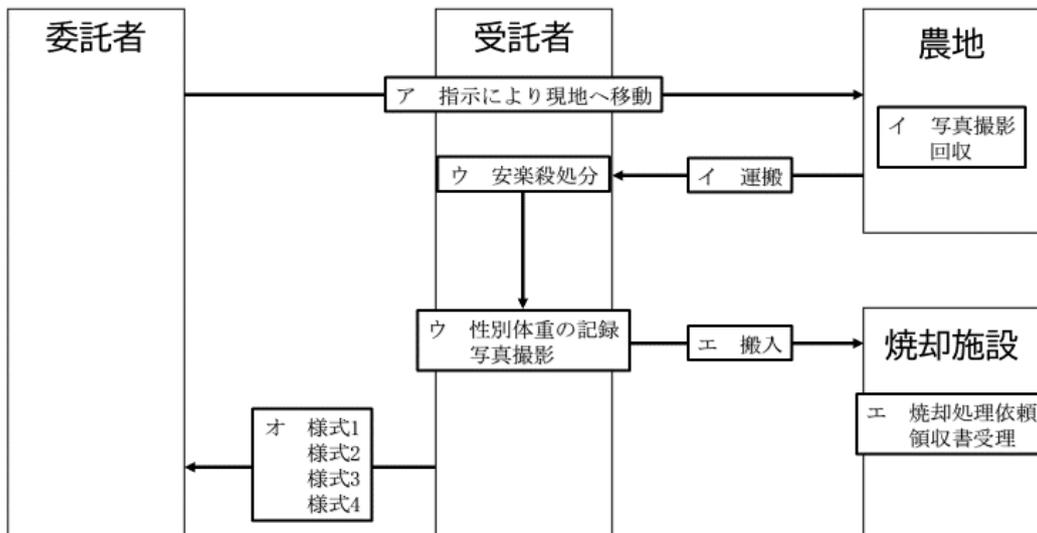
イ 業務写真（様式2）の撮影後、箱わな等からアライグマ等を取り出し、受託者が用意した運搬用の容器（アライグマ捕獲用の箱わなかこれに準ずる強度を要するもの）にアライグマ等に移し、受託者の施設に運搬する。

ウ 受託者施設内において、炭酸ガスを用いて安楽殺処分を行う。この際に、性別と体重を記録し、業務写真（様式2）の撮影後、業務日誌（様式1）を作成すること。

※ わな内で死亡していた場合は作業なし

- エ 死亡個体を、委託者が指定した焼却施設に搬入し、焼却処理を依頼する。焼却費用の支払いの際、当該施設から領収書を受け取る。
- オ 業務日誌（様式1）、業務写真（様式2）、焼却施設搬入報告書（様式3）及び月報（様式4）を取りまとめ、毎月委託者へ提出すること。

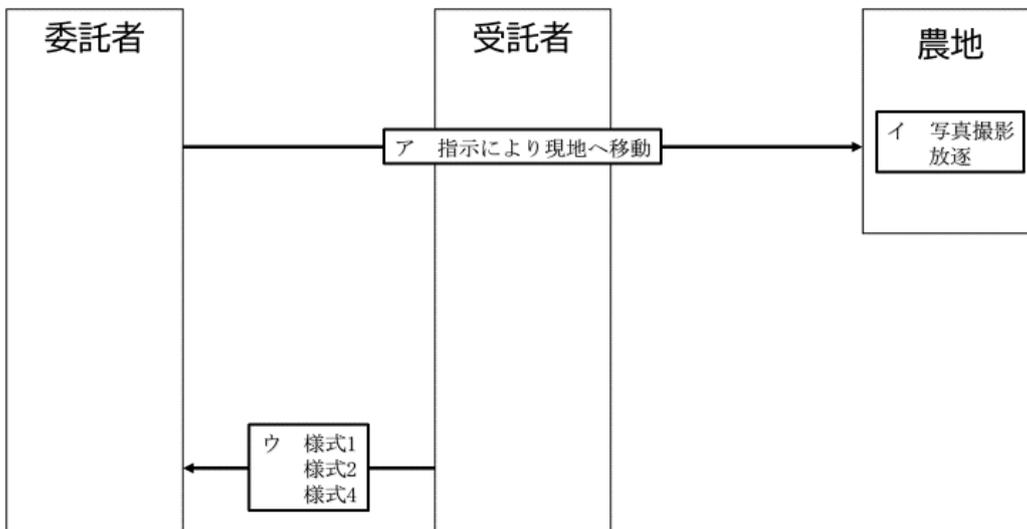
(1)アライグマ等が捕獲されていた場合の作業手順図



(2) 錯誤捕獲であった場合の作業手順

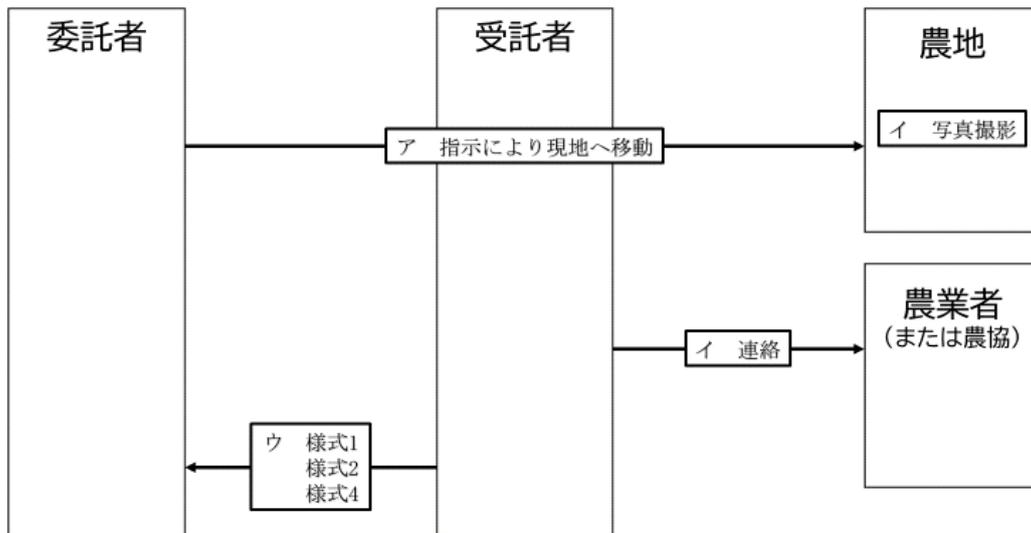
- ア 委託者からの指示により、現地に赴く。
- イ 業務写真（様式2）の撮影後、原則現場にて放逐を行う。
- ウ 業務日誌（様式1）に記載し、業務写真（様式2）、月報（様式4）と併せて毎月委託者へ報告すること。

(2)錯誤捕獲であった場合の作業手順図



- (3) アライグマ等がいなかった場合の作業手順
- ア 委託者からの指示により、現地に赴く。
 - イ 業務写真（様式2）の撮影後、農業者へその旨電話連絡を行う。
農業者と連絡がとれなかった場合は、札幌市農業協同組合に連絡を行う。
 - ウ 業務日誌（様式1）に記載し、業務写真（様式2）、月報（様式4）と併せて毎月委託者へ報告すること。

(3)アライグマ等がいなかった場合の作業手順図



9 アライグマ等の安楽殺処分について

アライグマ等の安楽殺処分には、炭酸ガスを用いること。

詳細な方法については、「北海道アライグマ防除技術指針」を参照すること。

10 業務区分及び予定数

下表のとおりとする。

業務区分	内容	予定件数
業務区分 1 現地に移動し作業	現地に移動し、捕獲個体等の回収、錯誤捕獲動物の放逐又は現地の状況報告を行う。	144 件
業務区分 2 受託者施設における安楽殺処分	回収した個体を、受託者施設において、炭酸ガスを用いて安楽殺処分する。	143 頭
業務区分 3-1 焼却施設への搬入(市内清掃工場)	死亡個体を、市内清掃工場に搬入し、焼却処理を依頼する。	35 回
業務区分 3-2 焼却施設への搬入(札幌市動物愛護管理センター)	死亡個体を、札幌市動物愛護管理センターに搬入し、焼却処理を依頼する。	1 回

記載した予定件数は、その数量の発注を保証するものではない。

11 委託者が指定する焼却施設について

委託者が指定する焼却施設は下表のとおりである。委託者から特段の指示がない場合は、原則、いずれかの市内清掃工場へ搬入すること。

焼却施設については、年に 1 回程度、点検のために受け入れを停止することがあるため、ホームページ等により事前に確認のうえ搬入すること。

搬入するアライグマ等は、1 頭ずつビニール袋に入れて袋は二重とし、密閉すること。

焼却施設への搬入は、1 日 1 回を限度とし、可能な限り複数頭をまとめて持ち込むこと。この場合は、焼却施設搬入報告書（様式 3）を作成し、月報（様式 4）と併せて毎月報告すること。

焼却施設に搬入した際の手数料等は、受託者が立替払いすることとし、契約金額の請求時に領収書等支払いの実績がわかる資料の写しを添えて請求すること。

各施設の詳細は下表のとおり。

業務区分	焼却施設名称	住所	連絡先
業務区分 3-1	発寒清掃工場	札幌市西区 発寒 15 条 14 丁目 1-1	011-667-5311
	白石清掃工場	札幌市白石区 東米里 2170-1	011-876-1710
	駒岡清掃工場	札幌市南区 真駒内 602	011-582-9733
業務区分 3-2	札幌市動物愛護 管理センター	札幌市中央区 北 22 条西 15 丁目 3-6	011-736-6134

12 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、札幌市アライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳に登録したことを示す書類を速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、本業務に使用する予定である車両の車両番号の一覧を委託者へ提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務により知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、また、目的以外に使用してはならない。
- (4) 業務上知り得た個人情報については、契約約款内の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に従って業務を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項で、業務の実施にあたり疑義が生じたときは、委託者との協議のうえ、行うものとする。
- (6) 業務の実施にあたっては、内容の特殊性を考慮し、事故防止に万全を期するものとする。

(様式1)

指示 No. 号

業 務 日 誌

従事者名			
作業年月日	令和 年 月 日 ()		
作業場所	農業者名		
	住所	札幌市	
現地到着時刻	現地出発時刻		
:	:		

1 業務内容 (該当箇所に○印記入)

該当処理	内 容
	(1) 箱わなにより捕獲されたアライグマ等の処理
	(2) 錯誤捕獲動物の放逐
	(3) 対象個体がいなかったため、農業者又は農協に連絡

2 処理内容

(1) 頭数 頭 (アライグマ等の頭数)

(2) 性別及び体重 (体重は0.1kg未満は四捨五入)

(1頭目)	(2頭目)	(3頭目)	(4頭目)
オス/メス <u> </u> kg			

(3) 安楽殺処分を行った日 月 日

(4) 対象個体なかった場合、連絡した相手

--

3 確認欄

業務主任	
補助作業員	

※ 業務主任には、本業務を統括する者で、実際に作業を行う者とは別の者を指定すること。

4 備考

業務写真 (様式2)、焼却施設搬入報告書 (様式3) を併せて提出すること。

(様式2)

指示 No. 号

業 務 写 真

1 捕獲されたアライグマ等を撮影する場合

下記項目をホワイトボード等に記載のうえ、一緒に撮影する。

業務名	農業被害防止に係る捕獲アライグマ等処理業務		
処理日	令和 年 月 日 (No.)		
捕獲場所	札幌市 区		
農業者名			
捕獲頭数	頭	性別	
撮影者名			

※ 錯誤捕獲であった場合も同様の方法で撮影を行う。

※ アライグマ等がいなかった場合、わなから逃げた状況等が撮影できるようであれば、同様の方法で撮影を行う。

2 安楽殺処分後

下記項目をホワイトボード等に記載のうえ、一緒に撮影する。

複数頭いる場合は、まとめて撮影してよい。

業務名	農業被害防止に係る捕獲アライグマ等処理業務		
処理日	令和 年 月 日 (No.)		
捕獲頭数	頭	性別	
撮影者名			

(様式3)

報告 No. 号

焼却施設搬入報告書

アライグマ等の死亡個体を焼却施設に搬入しましたので、下記のとおり報告します。

指示 No.	搬入頭数	搬入先
合計		

・備考

右上の報告番号は1番からの通し番号とする。

本報告書には、必ず焼却施設に搬入した際の領収書等の写しを添付すること。

領収書等欄

